

入間市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札書の提出を郵送の方法により行う入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象)

第2条 郵便入札は、災害その他の事情により市長が必要と認める場合に行う。

(指名通知)

第3条 郵便入札を実施する場合において、入間市契約規則（昭和40年規則第7号）第17条第2項の規定による通知のほか、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 郵便入札の指定
- (2) 入札書の提出方法
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 入札書の送付先
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(仕様書等の送付)

第4条 郵便入札に係る仕様書、図面、資料その他必要な書類は、前条に規定する通知（以下「通知」という。）に添付して、電子メール又は郵送の方法により送付するものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第5条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を、第3条第3号の到達期限までに到達するよう一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便又はレターパックにより郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参することができるものとする。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、内封筒に入札書等を封入し、封かんした上で、当該内封筒を外封筒に封入して郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者が、郵便入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の辞退は認め

ないものとする。

(費用負担)

第7条 郵便入札の参加に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管等)

第8条 管財課長は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

第9条 郵便入札の開札に当たっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員（以下「立会人」という。）2人を立ち合わせ行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(入札書等の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 通知で指定する期限（第13条の規定により入札を延期した場合は、延期した時に定める期限）までに到達しないもの
- (2) 入札書等必要とされた書類が同封されていない入札
- (3) 入札参加資格のない者がした入札
- (4) 入札参加者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載事項を訂正した場合においては、その訂正箇所に押印のない入札書による入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名その他必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (8) 入札保証保険締結により入札保証金の納付の免除を申請したもので、保険金額が所定の率に達しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(13) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(14) 不正又は不誠実な行為による入札

(15) その他入札の条件に違反したもの

(再度入札)

第11条 第1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、日時を指定し、概ね7日以内に再度入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札を行う回数は1回とする。

3 再度入札でもなお落札者がいないときは、随意契約に移行することができるものとする。

4 再度入札が終了するまでは、開札の結果を公表しないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留したうえで、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第13条 市長は、郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 管財課長は、郵便入札の開札を延期するときは、通知で指定する期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第14条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。